

## 2-21

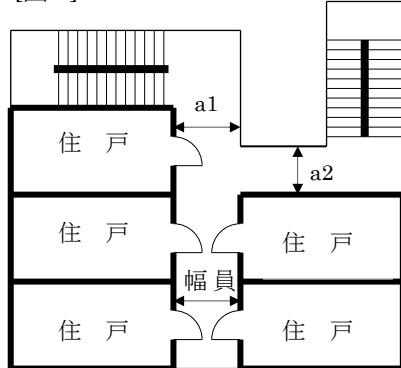
## 廊下の幅

法第35条  
令第119条

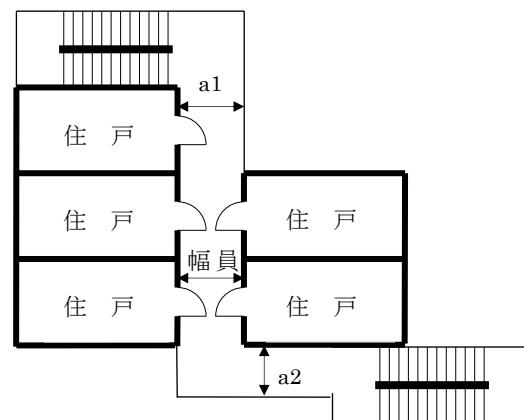
## 内 容

- (1) 「両側に居室がある廊下における場合」の法定有効幅員は、両側に居室がある廊下部分から当該階の 1 以上の階段に至る部分まで確保されればよい。すなわち、a1、a2 のいずれかは法定有効幅員以上とする。([図 1][図 2])  
なお、法定有効幅員を確保した廊下で令第 120 条による歩行距離を満足すること。

[図 1]



[図 2]



- (2) 避難経路の途中には、原則として防火設備等の扉を設けることができない。ただし、避難経路となる廊下にやむを得ず扉を設ける場合、当該扉の幅については令第 119 条に定める廊下の幅以上の有効寸法が必要となる。

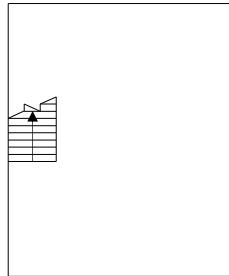
## 2-22

## 住宅の直通階段

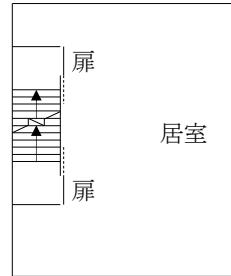
法第35条  
令第120条

## 内 容

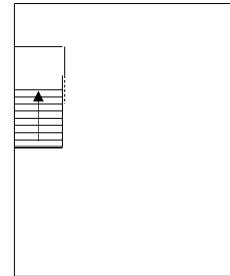
直通階段の途中に扉がある等避難上支障があるものや、次の階へ通ずる階段の位置が離れていて連続性に欠けるもの等は直通階段に該当しないが、一戸建ての住宅に限り、下図のように階段の途中に扉があっても配置により連続性が保たれている場合は、直通階段として扱う。ただし、令第112条第11項の堅穴区画を必要とする場合を除く。



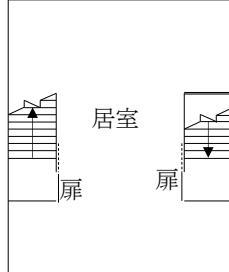
1階平面図(可)



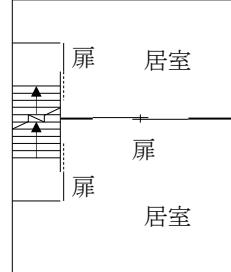
2階平面図(可)



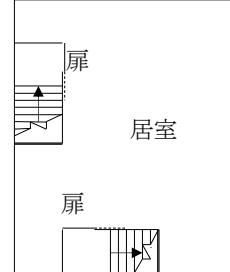
3階平面図(可)



1階平面図(不可)



2階平面図(不可)



3階平面図(不可)

## 参 考

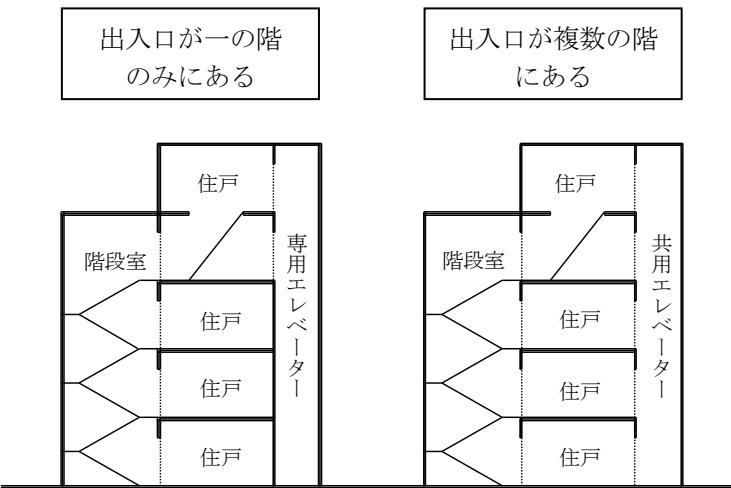
- ・『建築物の防火避難規定の解説[2016] / 日本建築行政会議』P42

**2-23****メゾネット住戸用エレベーターの出入口の取扱い**

法第35条  
令第120条第4項  
令第123条の2

**内 容**

令第120条第4項及び令第123条の2に掲げる「出入口」にはエレベーターの乗降口も含まれるが、下図のような住戸専用エレベーターの出入口が設置されている場合は、「出入口が一の階のみにあるもの」とし、共用エレベーターの出入口が設置されている等それ以外の場合は、出入口が複数の階にあるものとする。



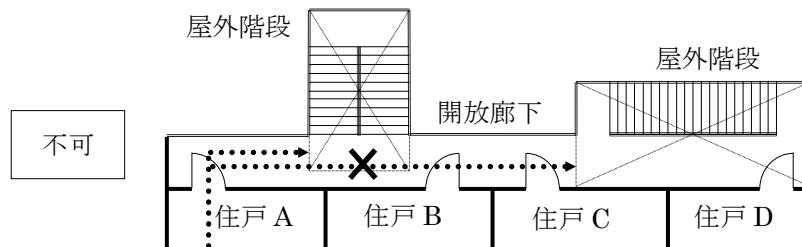
## 2-24

## 開放廊下と踊場を兼用する場合

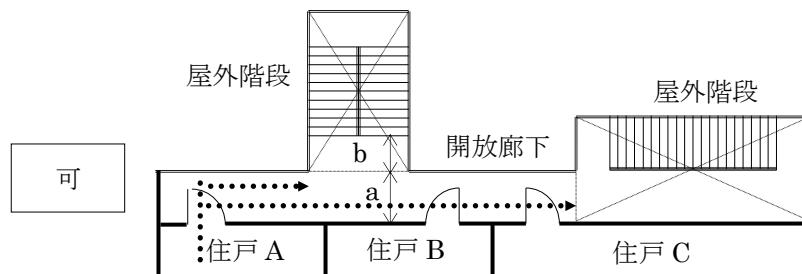
法第35条  
令第120条  
令第121条

## 内 容

2以上の直通階段を要する建築物については、屋外階段の踊場と開放廊下の兼用は認められない。ただし、2以上の直通階段への歩行経路が確保できる場合はこの限りでない。



住戸 A からの直通階段の数は “2” とならず “1”、  
なお、住戸 D からの直通階段の数も “1” として扱う。



ただし、a は令第 119 条による幅員、  
b は令第 23 条による幅員が必要である。

## 参 考

- 『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂 7 版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』  
2-71

## 2-25

## 避難上有効なバルコニーの取扱い

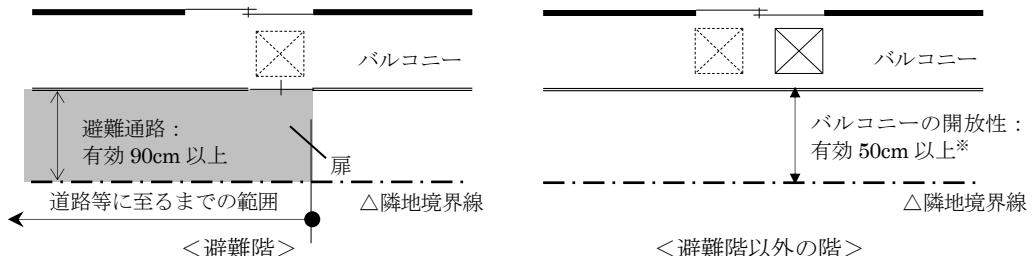
法第35条  
令第121条第1項第三号  
第六号

## 内 容

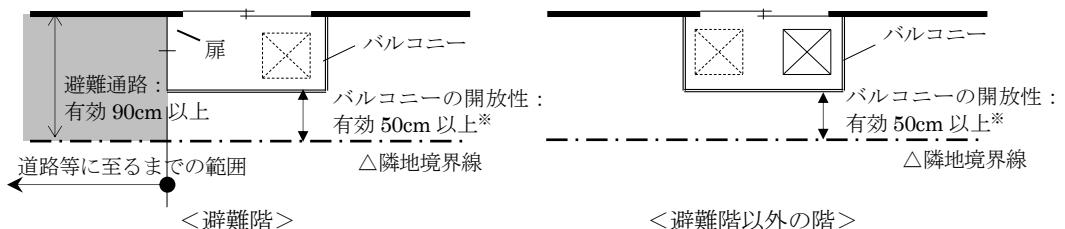
令第121条第1項第三号及び第六号（）書き中の「避難上有効なバルコニー」（以下「バルコニー」という。）とは、次の各号に適合するものをいう。

- (1) バルコニーは避難階段とおおむね対称の位置に設け、その階の各部分と容易に連絡できること。
- (2) バルコニーは「外気に有効に開放されたもの」とすること。  
(7.参考資料「床面積の算定方法」及び[図-1][図-2][図-3]参照)
- (3) バルコニーは道路又は敷地内の避難通路に面する各階（吹抜きとなる階も含む）の外壁面に設けること。（[図-1][図-2][図-3]参照）
- (4) 敷地内の避難通路は道路又は広場その他これらに類する空地に有効に通じ、その幅は90cm以上とすること。（[図-1][図-2][図-3]参照）  
ただし、避難通路をやむを得ず屋内に設ける場合は、本取扱い2-44に準ずる。この場合の通路の幅も、90cm以上とする。

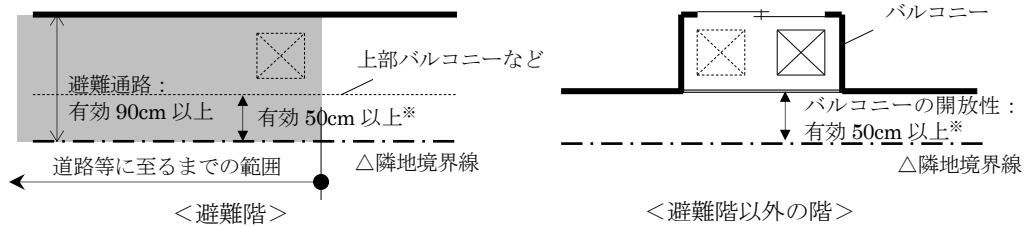
[図-1]



[図-2]

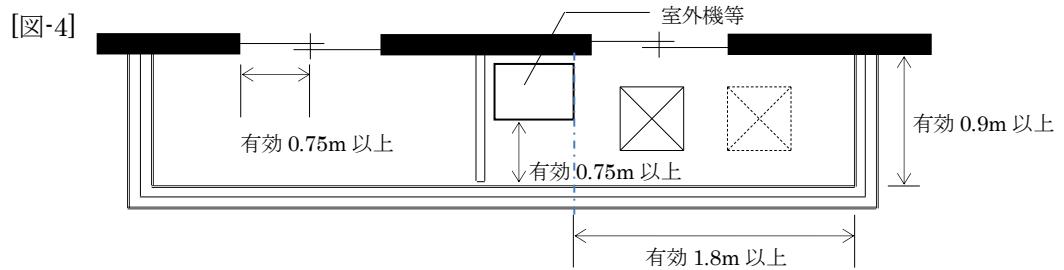


[図-3]



※：隣地が公園・水面等の場合を除く

(5) バルコニーの大きさは有効長さ 1.8m、有効奥行き 0.9m 以上とし、手すり（高さ 1.1m 以上）を設けること。（[図-4]参照）



(6) バルコニーの床は耐火構造とすること。

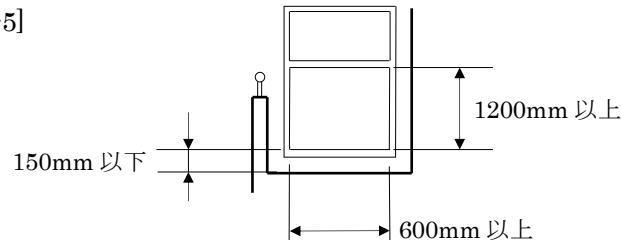
(7) 屋内からバルコニーに通ずる出入口及び通路は、幅 75cm、高さ 180cm 以上、下端は床面より 15cm 以下とすること。

(8) バルコニーの床に設ける避難口は有効直径 50cm 以上の円が内接する大きさとし、避難ハッチに格納したはしご・固定はしご・タラップ（以下「避難タラップ等」という。）で地上まで安全に垂直避難できるものとする。

（注：垂直避難とは「バルコニーのみを利用して、避難タラップ等同一の方法で地上まで垂直に避難を完了すること」をいう。避難階においてバルコニーと避難通路との間に手すり等がある場合には、扉等を設け安全に避難できるようにすること。）

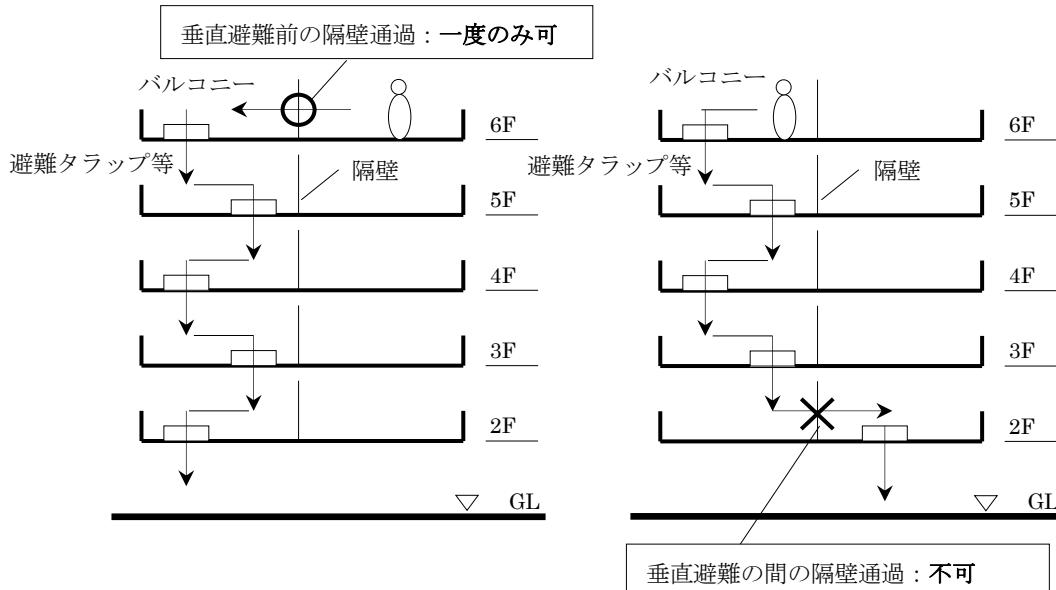
(9) バルコニー間の隔壁は、容易に破壊できるもの（隔壁の中間部分に下地部材がある場合は、その位置を考慮すること）とし、避難時には一度のみ通過できるものとする。ただし、垂直避難の間の隔壁通過は不可とする。（[図-5][図-6][図-7]参照）

[図-5]



[図-6]

[図-7]

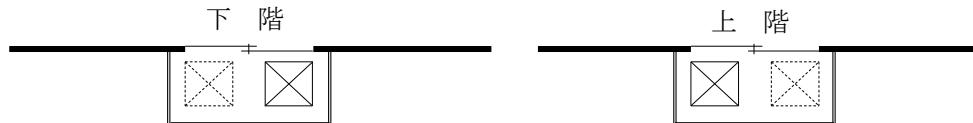


(10) 共同住宅の場合、原則として避難階段とおおむね対称の位置にある住戸専用のベランダ側にバルコニーを設けること。メゾネット型住戸の場合、各階にバルコニーを設けること。

(11) バルコニーと屋外避難階段の離隔距離は 2m 以上とすること。

(12) 避難タラップ等は各階で互い違いになるように設置すること。 ([図-8]参照)

[図-8]

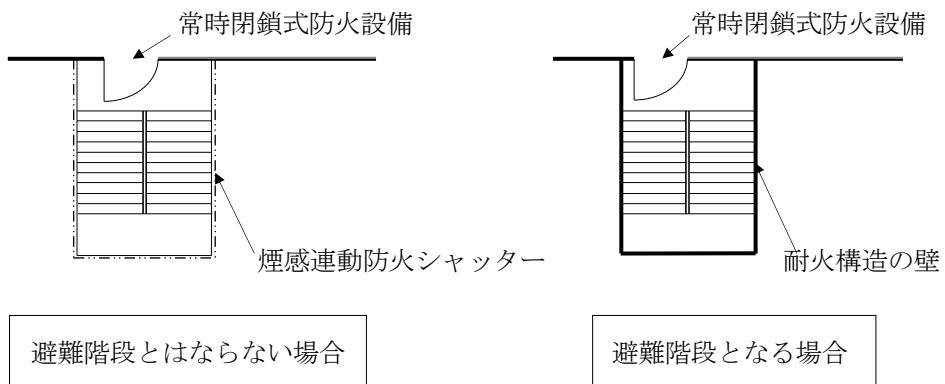


(13) 避難タラップ等はステンレス製とし、避難階における降下位置は外気に有効に開放されている場所に設けること。

(14) 避難タラップ等の降下位置は非常用の進入口や、他の避難通路を遮ることのない位置に設置するものとし、避難タラップ等の部分は他の避難通路の有効幅員に含むことはできない。

**2-26****屋内避難階段の構造**法第35条  
令第123条第1項**内 容**

屋内避難階段は出入口を除き耐火構造の壁で囲むことになっており、出入口以外の周囲の部分を令第112条第19項に掲げる防火設備で区画することは認められない。



## 2-27

## 屋外避難階段の構造

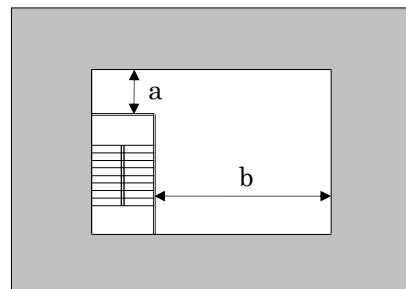
法第35条  
令第123条第2項

## 内 容

「屋外に設ける避難階段」は令第123条第2項によるほか、次の各号に定める構造としなければならない。

- (1) 屋外階段は、外気に有効に開放されている長さ（煙突状の吹抜きに面する部分を除く）が当該階段の周長の1/2以上であるとともに、少なくとも1辺以上は外気（敷地内の建築物に面せず、かつ、敷地境界線より有効0.5m以上の空地をいう）に面すること。
- (2) 開放されている部分の高さが1.1m以上、かつ、当該階段の天井高さの1/2以上であること。
- (3) 開放部分の敷地境界線までの水平距離を0.5m以上確保すること。（隣地が公園・水面等である場合を除く）
- (4) 階段の開放部分から同一建築物又は同一敷地内の他の建築物までの水平距離を1m以上確保すること。

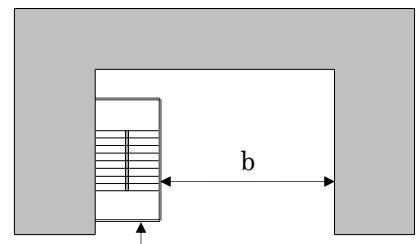
[図-1]



▽隣地境界線

$a \geq 1m$  かつ  $b \geq 1m$  であっても(1)に該当せず、屋外避難階段とはならない。

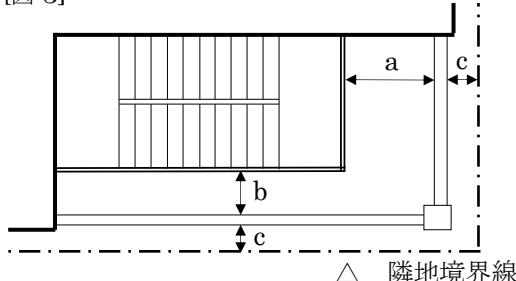
[図-2]



▽隣地境界線

$b \geq 1m$  かつ  $c \geq 0.5m$  であれば(1)(3)(4)に該当し、(2)の条件を満足すれば屋外避難階段となる。

[図-3]

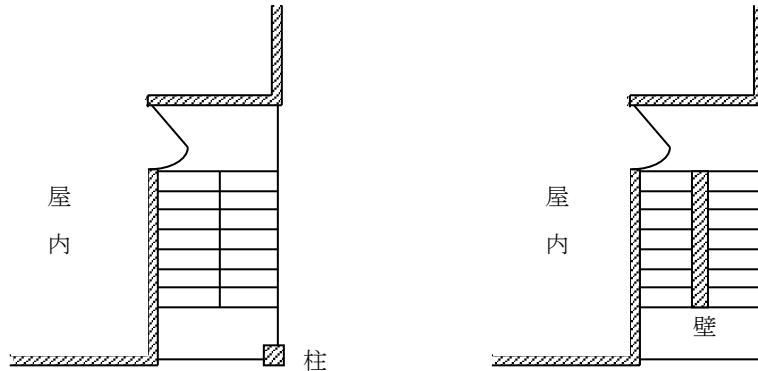


△隣地境界線

$c < 0.5m$  の場合、 $a \geq 1m$ 、 $b \geq 1m$  であれば屋外避難階段となる。

(5) 開放部分にある柱や階段の中心部にある壁等については、当該階段のみを支える柱等、小規模なものであれば無視することができる。ただし、開放の程度を相当阻害するような幅のあるものであれば、無視することはできない。

[図-4]



(6) 開放部分には風除けや目隠しを設けてはならない。ただし、防犯のためにパイプ等の簡易なもので適當な隙間を設ける縦格子状手すり子の場合については1、2階のみ設置できるものとする。また、腰壁がなく、最上階から地上階まで適當な隙間を設けた縦格子状手すり子の場合も同様に取扱う。

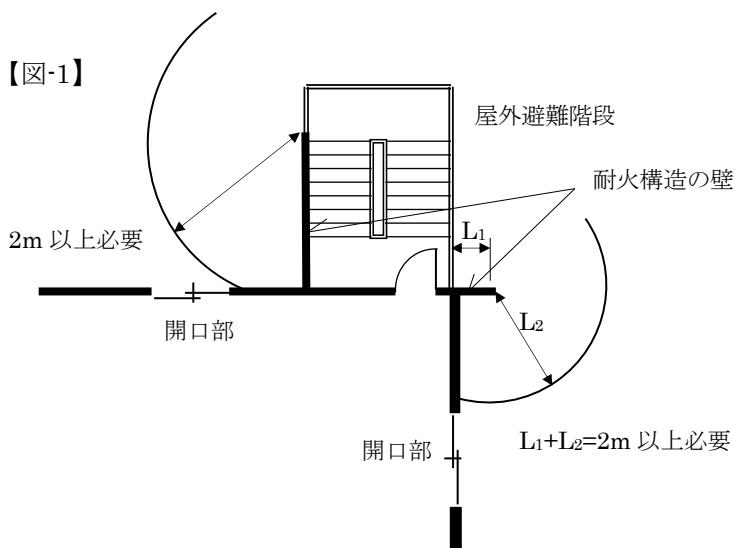
## 2-28

## 屋外避難階段から 2m 以内の開口部

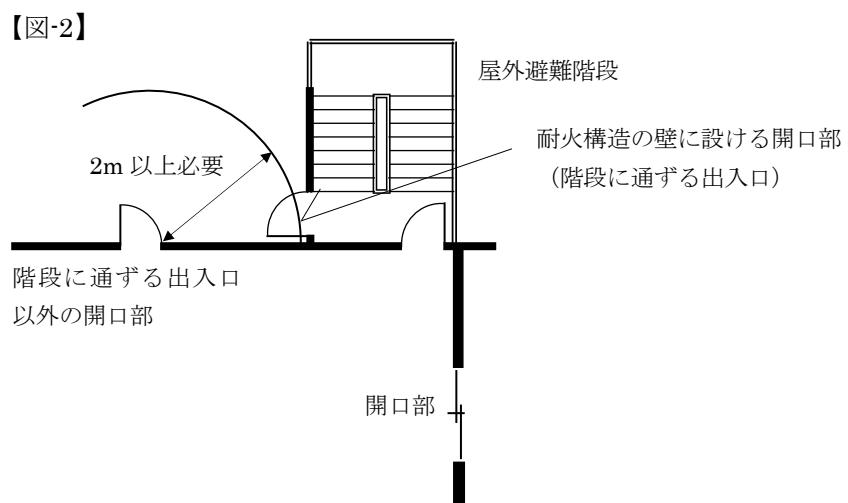
法第35条  
令第123条第2項

## 内 容

- (1) 屋外避難階段の周囲より 2m 以内の開口部は、 $1m^2$  以内のはめごろし戸である防火設備以外は設けられない。ただし、[図-1]のような場合に限っては、 $L_1$  と  $L_2$  の合計が 2m 以上であれば開口部を設けることは可能とする。

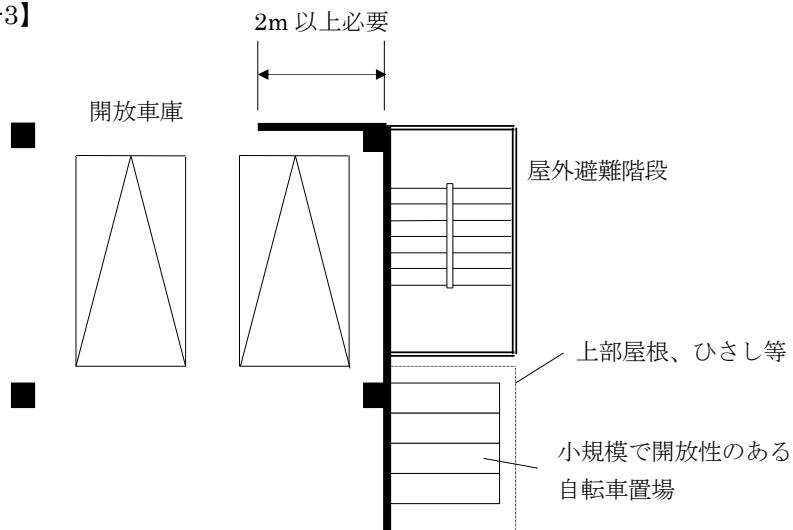


- (2) [図-2]のように耐火構造の壁に開口部を設けた場合、当該開口部から 2m 未満の位置に屋外避難階段への出入口以外の開口部を設けてはならない。



- (3) 屋外避難階段から 2m 以内の開放型自動車車庫（バイク置場含む）の開放部分は認められない。（別棟であっても同様。）ただし、小規模で開放性のある自転車置場はこの限りでない。

【図-3】



- (4) 階段付近にあるパイプスペース等の開口部は次の各号に該当する場合は 2m 以内に設置できる。

- ① パイプスペース等は各階を耐火構造の床若しくは壁で区画し、区画部分を貫通する場合は令第 112 条第 20 項及び平成 12 年告示第 1422 号に基づき施工すること。
- ② 湯沸器が設置される場合は『ガス機器の設置基準及び実務指針[第 8 版] / (財)日本ガス機器検査協会』に基づくものとすること。

**参考**

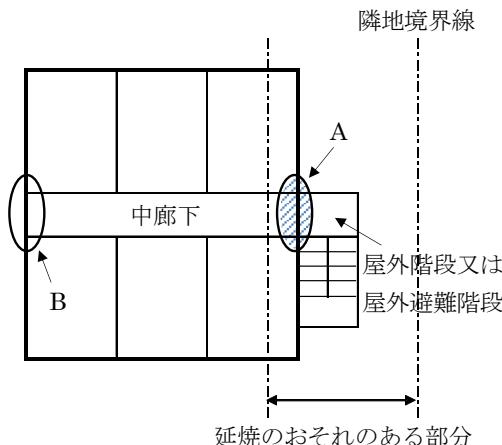
- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂 7 版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』  
2-35
- ・『建築物の防火避難規定の解説[2016] / 日本建築行政会議』P56、P57

**2-29****屋外階段、屋外避難階段の防火区画等**

法第35条  
法第36条  
令第112条第11項  
令第123条第2項

**内 容**

中廊下型の建築物において、下図 A 部分の防火区画等については、次のとおり取扱う。



(1) 令第 112 条第 11 項による堅穴区画

「直接外気に開放されている廊下」とは開放片廊下を指し、中廊下は該当しない。よって屋外階段と中廊下は堅穴区画をする必要がある。

(2) 令第 123 条第 2 項による防火区画

第二号の規定により、室内から階段に通ずる出入口には、令第 123 条第 1 項第六号の防火設備を設ける必要がある。

(3) 法第 2 条第 1 項第九号の二、第九号の三、法第 61 条による延焼のおそれのある部分における外壁の開口部

防火設備を設ける必要がある。なお、B 部分が延焼のおそれのある部分にあり、開口部を設ける場合も、同様である。

## 2-30

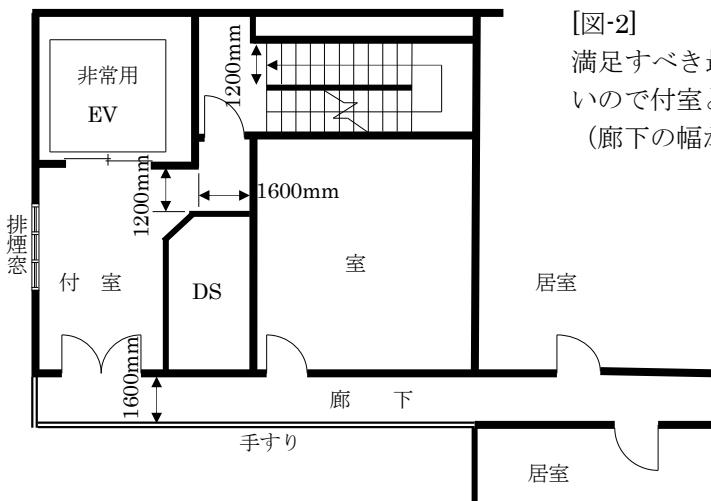
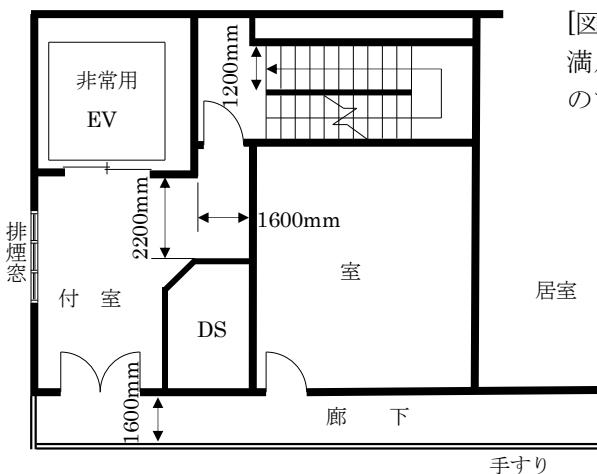
## 特別避難階段の付室の取扱い

法第35条  
令第123条第3項

## 内 容

## (1) 付室の最小幅員

下記のような特別避難階段の付室内の最小幅員は、法定の廊下の幅及び階段の幅以上とする。

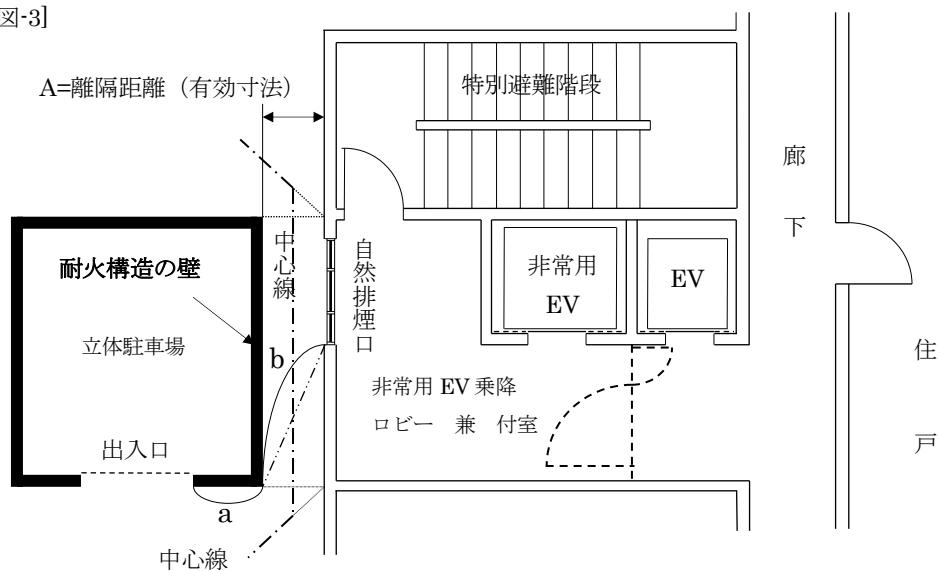


## (2) 付室の自然排煙口について

次図のような場合、以下に定める構造であれば特別避難階段の付室の自然排煙口として取扱うこととする。

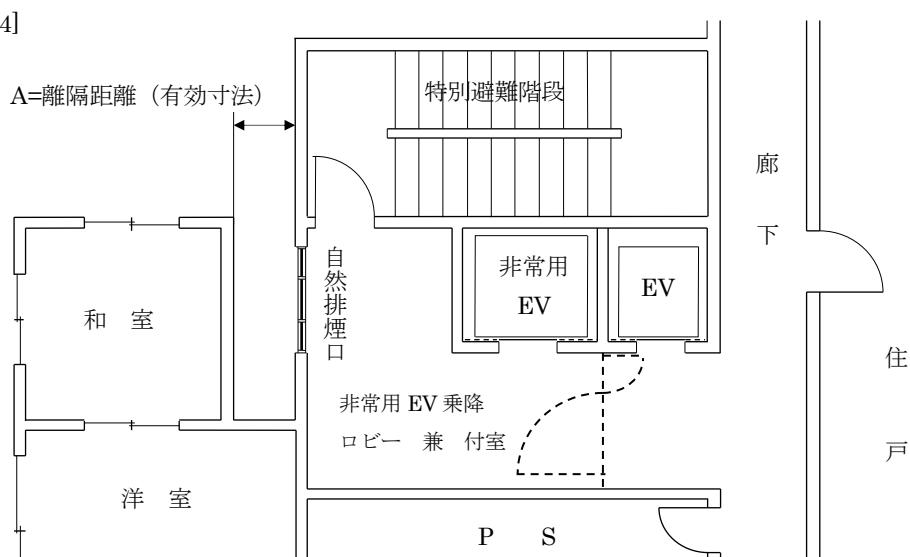
- ① 延焼のおそれのある部分以外の部分に設けることとし、かつ、同一建築物の他の外壁面又は同一敷地内の他の建築物の外壁面より 1m 以上の離隔距離を確保すること。 ([図-3][図-4])
- ② 昭和 44 年告示第 1728 号により  $2m^2$  以上となっている自然排煙口の大きさは、一の開口部の開口面積若しくは一の装置によって開放することの出来る複数の開口面積の合計とする。

[図-3]



- i 延焼のおそれのある部分以外の部分（耐火構造の壁に面する部分）とみなすには  $a+b=5m$  以上必要
- ii 他の建築物の外壁面との離隔距離  $A=1m$  以上必要

[図-4]



- i 延焼のおそれのある部分については一棟であるので発生しない
- ii 他の外壁面との離隔距離  $A=1m$  以上必要

### (3) 付室と非常用エレベーターの乗降ロビーの兼用について

特別避難階段の付室については令第123条第3項各号に規定する構造とするが、同項第三号の( )書き中の記述により、付室と非常用エレベーターの乗降ロビーは兼用できる。この場合、非常用エレベーターの乗場戸は防火設備でなくてよいものとする。

なお、非常用エレベーターの乗降ロビーは、特別避難階段の付室以外の用途との兼用はできないことに注意すること。

### (4) 付室の床面積について

有効面積で算定すること。非常用エレベーターの乗降ロビーと兼用する場合も同様とする。

『建築物の防火避難規定の解説[2016] / 日本建築行政会議』P59 参照。

## 2-31

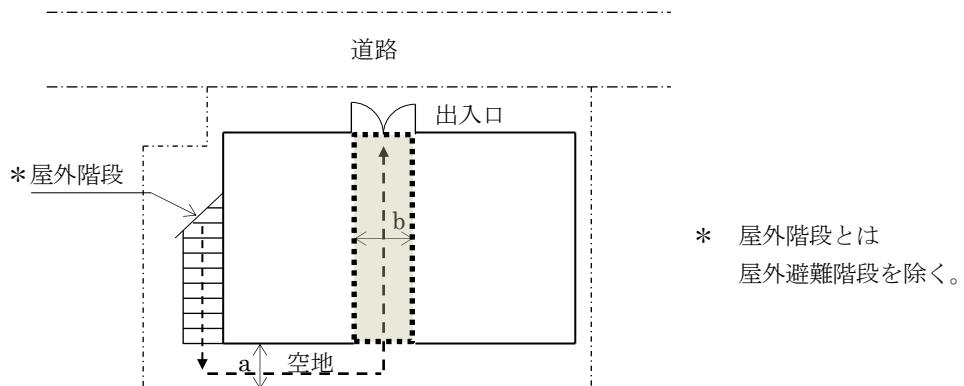
## 屋外への出口

法第35条  
令第125条第1項

## 内 容

下図において、令第125条第1項に掲げる屋外への出口は屋外階段下端（地上）であるが、次の各号に該当する場合は図の出入口を屋外への出口とみなす。

- (1) 裏側の空地幅  $a$  が階段幅員以上あること。  
なお、屋内の廊下幅  $b$  は、1階における廊下幅の規定がない場合であっても、2階以上の階で廊下幅の規定がある場合は片側廊下幅以上とすることが望ましい。
- (2) 階段から出入口までの歩行距離が令第120条に規定する数値以下であること。



## 2-32

### 高さ 1.1m 以上の手すり等を要するバルコニー等の適用範囲

法第35条  
令第126条第1項

#### 内 容

令第126条第1項の「バルコニーその他これに類するもの」とは、屋外階段の踊場、廊下、屋上、劇場・観覧場の客席等である。ただし、安全上の処置を施せばこの限りでない。

また、高さに関する詳細は、『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂7版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』2-40によるものとする。

#### 参 考

- ・『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂7版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』  
2-40

**2-33****排煙設備の取扱い**

法第35条  
令第126条の2  
令第126条の3

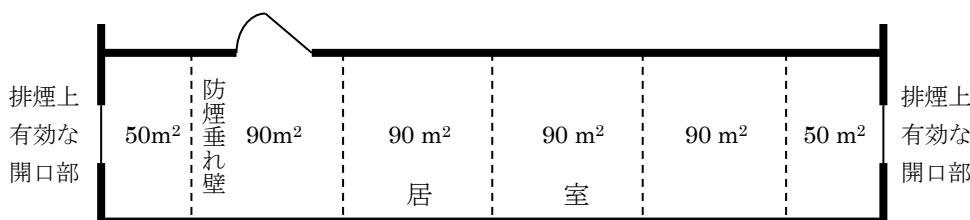
**内 容**

## (1) 設置について

- ① 「法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が500m<sup>2</sup>を超えるもの」とは、事務所等他の用途部分を含めて500m<sup>2</sup>を超えるものであり、この場合の排煙設備の設置範囲は法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する部分のみではなく、建築物全体が対象である。
- ② 「階数が3以上で延べ面積が500m<sup>2</sup>を超える建築物」であって（）書き中の排煙設備を設けなくてもよい部分とは、防煙壁によって区画された100m<sup>2</sup>以内の居室のみをいい、廊下・ホール等の居室以外の部分には排煙設備が必要である。
- ③ 「延べ面積が1,000m<sup>2</sup>を超える建築物の居室で、その床面積が200m<sup>2</sup>を超えるもの」とは、居室の床面積の合計ではなく、居室単位ごとで床面積が200m<sup>2</sup>を超えるものをいう。
- ④ 避難経路に該当する床面積10m<sup>2</sup>以内のEVホール及び廊下について、階の床面積が100m<sup>2</sup>以内であって、当該部分が下地・仕上げとも不燃材料で造られ、各室と耐火構造の壁又は常時閉鎖式の特定防火設備若しくは法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画されたものは、排煙設備を設けたものと同等とみなす。

## (2) 令第126条の2第1項本文（）書きについて

本規定の（…床面積100m<sup>2</sup>以内ごとに、間仕切壁、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁…によって区画されたものを除く）とは、躯体のはりが直接天井面に露出している特殊な例を想定して設けられたものであるが、室全体として排煙上無窓の居室であれば、排煙設備を設けなければならない。



躯体のはりで100m<sup>2</sup>以内ごとに防煙垂れ壁で区画されていても、排煙上有効な開口部が居室面積の1/5未満であれば無窓の居室となる。

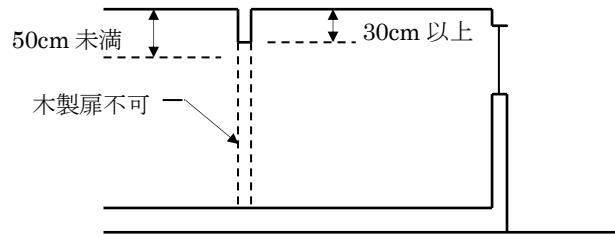
## (3) 適用除外について

- ① 第1項第一号は、法別表第1(い)欄の(2)項に掲げる用途に専用する部分に限るものとする。なお、廊下・ホールについては排煙設備が必要である。
- ② 第1項第三号の「その他これらに類する建築物の部分」とは、局所的な便所・浴室・洗面所・DS・PS・EPS・MBが該当する。
- ③ 第1項第四号の「機械製作工場」には、不燃性機械の組立加工工場及び不燃性機械部品の組立加工工場を含むものとする。

#### (4) 防煙垂れ壁による防煙区画について

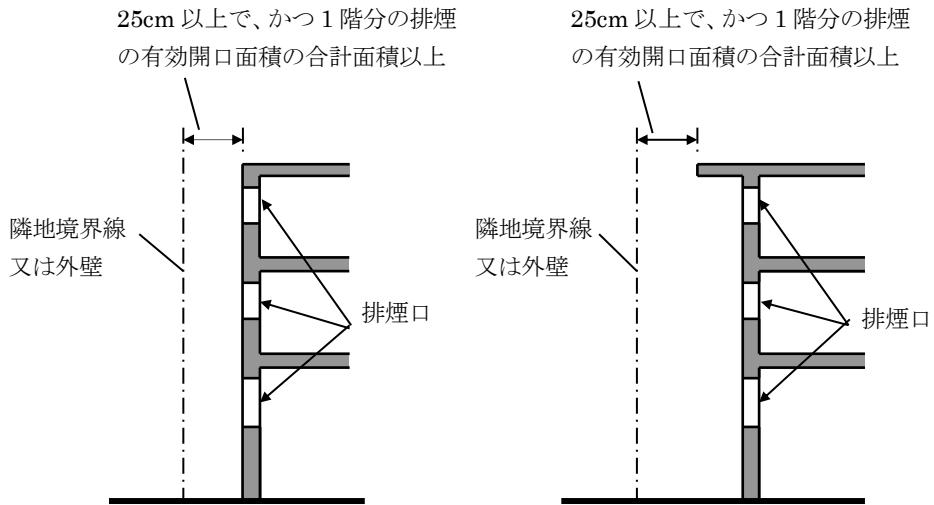
防煙区画に設ける出入口の上部には、令第126条の2第1項に規定する防煙垂れ壁を有していかなければならないが、区画を構成している間仕切壁等に常時閉鎖式又は自閉式の不燃材の戸が設けられた場合は、戸の上部の不燃材の垂れ壁は、天井から下方に30cm以上とすることができます。

『建築設備設計・施工上の運用指針[2019年版]』P110 参照



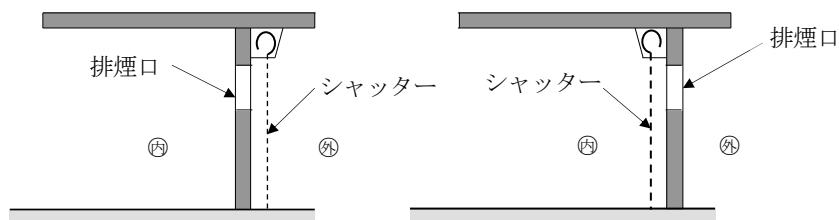
#### (5) 自然排煙の排煙口について

- ① 排煙口は、隣地境界線又は敷地内建築物の外壁から有効25cm以上、かつ1階分の排煙の有効開口面積の合計面積以上の空間を確保できる位置に設置すること。



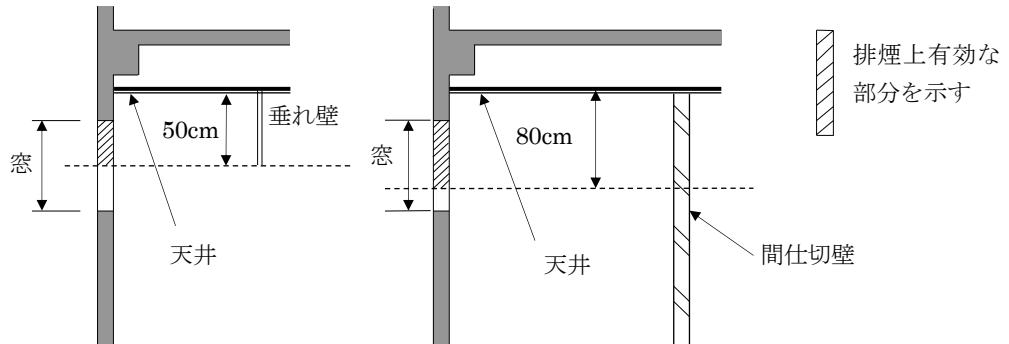
- ② 排煙口の内側又は外側にシャッター（電動シャッターを含む）がある場合は、排煙口とは認められない。

ただし、軽量バランスシャッター又は管理用シャッター（無人時のみ閉鎖）については、排煙口は有効である。



#### (6) 排煙上有効な部分について

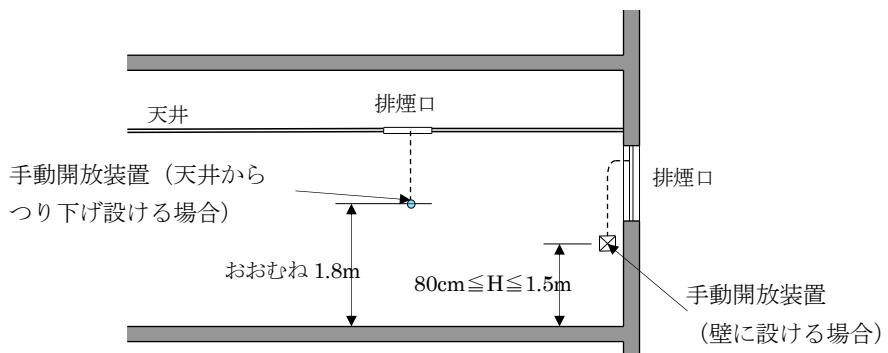
「壁の上部（天井から 80cm（たけの最も短い防煙壁のたけが 80cm に満たないときは、その値）以内の距離にある部分をいう。）に設け」とは、次図のようになる。



#### (7) 手動開放装置について

手動開放装置とは、人力によって開けることができるもので、原則として押しボタン式のモーターダンパー等で代替することはできない。

手動開放装置の操作する部分の位置は、下図のようになる。



#### (8) 自動扉を排煙口とする場合について

自動扉を排煙設備として利用する場合、電源が切れなければ開放状態を保持することが出来ないため、令 126 条の 3 第 1 項第六号の規定に適合しない。

また、感知器と連動することで電源が切れ、手動で開放できる場合や感知器連動開放の機能を備えた場合でも随時開放できる必要があり、手動開放装置は別途必要である。

**2-34****排煙告示**法第35条  
令第126条の2**内 容**

## (1) 平成 12 年告示第 1436 号第二号について

排煙区画のみの免除規定であり、令第 126 条の 3 のその他の規定は適用される。

## (2) 平成 12 年告示第 1436 号第三号について

排煙口の壁における位置のみの免除規定であり、令第 126 条の 3 のその他の規定は適用される。

## (3) 平成 12 年告示第 1436 号第四号ハについて

不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けた場合、その部分を密閉状態にして酸素量を減少させて鎮火させることが目的であり、排煙設備を設けることは逆効果となるので、排煙設備を不要としたものである。なお、文中の「法令の規定に基づき」の法令とは、消防法のことである。

ただし、上記の消火設備には、移動式消火設備及び泡消火設備は含まれない。

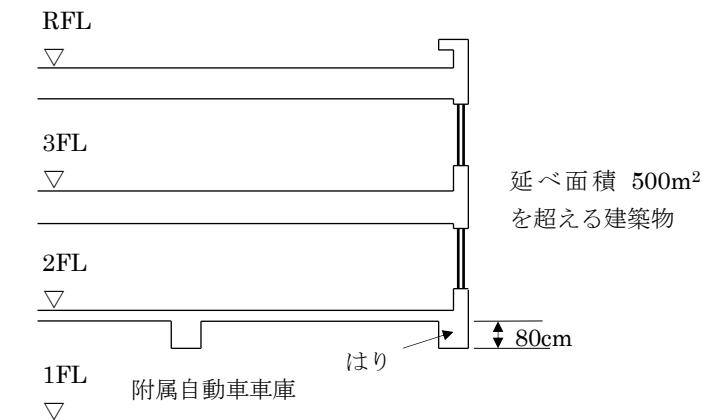
## (4) 平成 12 年告示第 1436 号第四号ニについて

① 地階に設ける倉庫で、下記のいずれかに該当する建築物の部分は、第四号ニ(1)及び(2)を適用できる。

- i 原則として、天井高 3m 以上の大空間であり、階段が令第 112 条第 11 項の規定を準用した堅穴区画がなされていること
- ii 倉庫の床面積が 100m<sup>2</sup>以下であること

② 第四号ニの適用については、室及び居室を対象としており、原則として、避難経路には適用できないものとする。なお、建築物の出入口に設ける風除室については『建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集[改訂 7 版] / 大阪府内建築行政連絡協議会』2-45 参照。

③ 建築物の主たる用途に附属し、1 階に設けられた開放性のある自動車車庫については、第四号ニ(1)及び(2)を適用できるものとする。



④ 第四号ニ(4)の解釈は、以下のとおりである。

本規定は、出入口の戸の材質、構造に関して規定していないが、 $100m^2$  以下の居室については、火災時に容易に避難が可能であり、室内に面する部分の仕上げ及びその下地を制限することにより、室内における火災拡大を抑えると共に他の部分へ煙を伝播させないことをもって排煙設備の設置を免除するものである。

『建築設備・施工上の運用指針[2019版] / (財)日本建築設備・昇降機センター』P102

したがって、出入口の戸の上部に 50cm 以上の防煙壁を有することを条件とし、戸は不燃性のものとすることが望ましい。ただし、50cm 以上の防煙壁が設置できない場合は、本取扱い 2-33 内(4)に準ずる。

また、これらの居室が他の室と天井チャンバー方式の換気設備(天井レターン等)でつながっている場合、又は出入口の戸の設置されていない居室については、室内の煙が他の室に容易に伝播するおそれがあり、この号の規定は適用されない。

(5) 平成 12 年告示第 1436 号第四号ホについて

適用範囲は、高さ 31m を超える建築物のすべてに適用されるのではなく、高さ 31m を超える部分のみに適用される。また、第四号ホの適用については、原則として、避難経路には適用できないものとする。

